

**粗大ごみの出し方**

町が収集する粗大ごみは、主に家庭の日常生活で使用する50cm以上2m以内のものです。

**◆収集する粗大ごみ**

机、イス、ソファ、たんす、本棚、ベッド、カーペット、布団、コタツ、掃除機、扇風機、遊具など

※必ず「粗大ごみシール」をはってください。

**◆無料収集の「指定9品目」**

- ①ガスコンロ ②電子レンジ
- ③なべ ④やかん ⑤スチール机
- ⑥フライパン ⑦自転車・三輪車
- ⑧ストーブ ⑨トタン

※「粗大ごみシール」は不要。

※トタンはしばってください。

※ストーブの灯油は抜いてください。

※有料の粗大ごみと混ざらないように出してください。

**◆収集日**

「黒潮町カレンダー」

「一般ごみ収集計画表」

でご確認ください。

**◆収集できないもの**

- 家電リサイクル対象品
- テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

●機械、器具類

パソコン、農機具、漁具、金属工具、ドラム缶、バイク、タイヤ、電動マッソー器、ボイラー、鉄筋、鋼板、ロープ類など

●危険物

ガスボンベ、油などの入った容器、農薬、塗料溶剤、化学薬品など

●大型粗大ごみ

2mを超えるもの

●事業活動に伴うごみ

※収集できないものについては、販売店や廃棄物処理業者などに相談のうえ処分をお願いします。

○お問い合わせ

本庁住民課環境保全係

☎43-2800(直通)

**犬の登録などの手続き**

**◆登録**

生後91日以上のは、狂犬病予防法により、市町村への登録が義務づけられています。

**◆死亡**

登録市町村への届出が必要です。

**◆転入・転出**

転入先の市町村への届出が必要です。

犬の死亡や転入・転出の届出がないと、いつまでも台帳に登録されたままとなり、お知らせのお手紙などを送付することになりますので、必ず届け出てください。



また、転居の際にも連絡をお願いします。

○お問い合わせ

本庁住民課環境保全係

☎43-2800(直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第1係

☎55-3113(直通)

**犬や猫を捨てることは法律に違反します**

犬や猫を捨てることは「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰則の対象となります。捨てられた犬や猫は、交通事故にあつたり、病気になったりして、不幸な死を迎えるか、野良犬・野良猫になってしまうと、みんなに迷惑をかけてしまいます。

どうしても飼えなくなった場合は、新たな飼い主を見つめるよう努めてください。

飼えない犬や猫を増やさないためにも、避妊や、去勢手術を受けさせましょう。

○お問い合わせ

本庁住民課環境保全係

☎43-2800(直通)

**合併浄化槽設置補助金の交付申請を受け付けています**

黒潮町では、生活排水による公用水域の水質汚染の防止と快適な生活環境の創造を図るため、平成26年度中に合併浄化槽を設置しようとする方に対して、予算の範囲内(予算到達時点で終了)で補助金を交付しています。

なお、補助金の交付を受けようとする方は、あらかじめ補助金交付申請を行い、その内容審査を受けなければなりません。

**受付開始日** 4月1日(火)

※交付決定は5月頃となります。

**補助金額**

- 5人槽 33万2000円
- 6〜7人槽 41万4000円
- 8〜10人槽 54万8000円

○お問い合わせ

本庁住民課衛生施設整備係

☎43-2800(直通)